

## [事案 2022-24] 就業不能給付金支払請求

・令和4年9月21日 裁定終了

### <事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

乾癬性関節炎に罹患し、医師から在宅療養の指示を受けたため、平成29年4月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) 乾癬性関節炎に罹患しているとは知ったのは、平成30年6月以降であり、それまでは、医師から、乾癬性関節炎と告げられておらず、また、尋常性乾癬と告げられたこともなかった。
- (2) 尋常性乾癬と乾癬性関節炎は別の病気であり、尋常性乾癬は仕事に支障をきたさないが、乾癬性関節炎はひどくなると仕事や私生活に影響が出る。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 就業不能給付金の支払事由として、被保険者が責任開始期以降の疾病を直接の原因として就業不能状態になった場合であることを定め、責任開始期前に発病した疾病については、その疾病について、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないことを定めている。
- (2) 本契約の責任開始期は、申立人が申込みをした日（平成29年3月）である。
- (3) 申立人は、平成28年1月に、医師から尋常性乾癬との告知を受け、投薬治療を続けていた。乾癬性関節炎と尋常性乾癬は、どちらも乾癬という病気の一種であり、就業不能給付金の請求原因である乾癬性関節炎と尋常性乾癬は一連の疾病である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の治療等の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、就業不能給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。